

財形積立保険 重要事項に関する確認書

- 私は、勤労者財産形成促進法第6条に基づく勤労者財産形成貯蓄契約の申込みにあたり、貴社から「契約概要」「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を受け取り、重要事項について説明を受け、契約内容とともに確認・了知しました。また、申込内容が自身の加入目的に沿ったものであることを確認しました。
- 私は、現在、私または保険金もしくは給付金の受取人（財形年金積立保険の場合、年金受取人も含む）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

上記の内容に同意します。

自署・押印欄

(署名日) 平成 年 月 日

氏名

お届け印 (※)

(※) 新契約申込書と同一印をご押印願います。

住友生命の財形積立保険 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」、「約款」(当社ホームページ<http://www.sumitomolife.co.jp/article/>)および、ご契約成立後に別途送付いたします「ご契約の手引き-定款・約款」、「ご加入から満期まで 勤労者財産形成貯蓄積立保険 定款・普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

※商品のしくみ・取扱条件について

貯蓄種類 (商品名)	財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	財形年金 (財形年金積立保険)	財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)
	満15歳から満80歳まで	満15歳から満54歳まで	
加入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成促進法(以下「財形法」といいます)に基づく制度であり、事業主に雇用されている勤労者のみがお加入できます。事業主・役員(兼務役員は除く)・事業主と同一生計の家族は加入することができません。 ・契約者・被保険者・満期保険金受取人(※)は同一の勤労者となります。 (※)「満期保険金受取人」を財形住宅貯蓄積立保険は「生存給付金受取人」に、財形年金積立保険は「年金受取人」に読み替えます。 		
保険料のお払込み	保険料は賃金からの控除により保険期間中定期的にお払い込みいただきます(財形年金積立保険は「保険期間中」を「保険料払込期間中」に読み替えます)。払込方法は月払い、賞与払いおよびその併用払いがあります。		
保険料の最高限度額	払込保険料累計額で3000万円以内	払込保険料累計額で385万円以内かつ財形住宅契約と通算して550万円まで	払込保険料累計額で550万円以内(財形年金契約と通算して550万円まで)
契約内容の変更	保険料額については、当社および勤務先の定める限度内で変更できます。	払込期間中に限り、保険料額・保険料払込期間・年金支払開始年齢・年金の種類・年金の型・年金支払期間の変更ができます。	保険料額については、当社および勤務先の定める限度内で変更できます。
保険期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間は契約日から起算して原則6年以上15年までの範囲内で各年満期となります。 ・保険期間は6年以上40年(ただし、保険期間満了時年齢は満85歳を上限)の範囲内で延長または短縮できます。 ・満期の際に特にお申し出がない場合は保険期間を1年ごとに自動延長(最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限)します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間は契約日から起算して原則6年以上、払込期間満了日の翌日の年齢が満55歳以上、据置期間は5年以内となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間は契約日から起算して原則6年以上15年までの範囲内となります。 ・保険期間満了時までに積立金の全部に相当する生存給付金のお支払いがない場合は保険期間を1年ごとに自動延長(最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限)します。 ・保険期間は6年以上40年(ただし、保険期間満了時年齢は満85歳を上限)の範囲内で延長または短縮できます。 ・住宅取得または増改築等を目的とする払出しをされる場合で、積立金の全部に相当する生存給付金が支払われ契約が消滅するときは、保険期間の範囲外でも期間を短縮することができます。
	被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。		
契約件数の制限	当社では重複してご契約いただくことはできません。	他の金融機関を含めて重複してご契約いただくことはできません。	
保険金・年金 などのお支払い	<p>[満期保険金]</p> <p>被保険者が保険期間の満了時に生存されているときは、保険期間満了の日における積立金を満期保険金としてお支払いします。</p>	<p>[年金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お支払いする年金は、年金支払開始日の前日における積立金による年金、積立配当金によって増額された年金および年金支払開始後の配当金による年金の3種類の年金から構成されています。 ・年金支払開始は、満60歳以降に到来する契約時に定めた契約応当日となります。以降毎年の契約応当日に年金をお支払いします。 ・年金の種類、年金の型および年金支払期間には、次のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 10年保証終身定額型 10年保証終身増額型 6年確定定額型 10年確定定額型 15年確定定額型 ・年金支払開始後、被保険者またはその配偶者が所定の障害状態等に該当したときに、年金の支払期間を短縮して上乗せ年金の請求ができます。 ・保険料払込満了時に定額型・増額型に加えて、前厚型の年金を選択できます。 <ul style="list-style-type: none"> 10年保証終身前厚型 10年確定前厚型 15年確定前厚型 ・年金額は年金支払開始日の前日に確定します。 	<p>[生存給付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者の持家としての住宅の取得または持家である住宅の増改築等のための資金に充てられるとき、生存給付金・積立配当金をお支払いします。 ・住宅取得または増改築等工事完了後のご請求のときは、要した費用以下の金額を住宅の取得日または増改築等工事完了日より1年以内に所定の書類とあわせてご請求いただきます。 ・住宅取得または増改築等工事完了前のご請求のときは、積立金の9割または費用のいずれか低い額以下の金額をご請求いただきます。ただし、お受取日から2年以内かつ住宅取得日または増改築等工事完了日から1年以内に所定の書類をご提出いただきます。その際、要した費用が払出額を上回った場合、その差額以下の金額を請求することができます。
	<p>[災害死亡・災害高度障害保険金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から180日以内に死亡されたとき、または所定の高度障害状態となられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金としてお支払いし、ご契約は消滅します(財形年金は年金開始日前に限ります)。 ・被保険者が責任開始日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたときは、原因となった疾病の発病時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡保険金としてお支払いし、ご契約は消滅します(財形年金は年金開始日前に限ります)。 <p>[死亡・高度障害給付金]</p> <p>被保険者が死亡または所定の高度障害状態となられたときは、それらの発生時における積立金を死亡・高度障害給付金としてお支払いし、ご契約は消滅します。ただし、災害死亡・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます(財形年金は年金開始日前に限ります)。</p>		
社員配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約後2年目から配当金が生じた場合、所定の利率で積み立ておき、保険金などのお支払いの際にあわせてお支払いします(財形年金については、年金支払開始日に年金額の増額に充てます。年金支払開始日後の配当金も、年金額の増額に充てます)。 ・配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません(将来お支払いする配当金は、決算状況によっては0となることもあります)。 		

貯蓄種類 (商品名)	財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	財形年金 (財形年金積立保険)	財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)
主な税制上の お取扱い (今後、税制の変 更に伴い税務の 取扱いが変わる ことがあります)	満期保険金・解約返戻金・一部払出しは、 20% (2013年1月1日から2037年12月 31日までの間は復興特別所得税を含めて 20.315%)の源泉分離課税となります。	・年金は非課税扱いです (払込保険料累 計額が、財産形成非課税年金貯蓄申告 書に記載された最高限度額の範囲内 である場合には、これから生じる差益は、 保険料払込期間・据置期間・年金受取 期間のすべての期間にわたって非課税 となります)。 ・年金支払開始日前に要件違反に該当し たときの解約返戻金は一時所得扱いと なります。 【要件違反の例】 ・解約されたとき ・最後のお払込みから2年を経過したとき ・積立期間の末日から2か月以内に「財 形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」 の提出がなかったとき	・生存給付金は非課税扱いです。(払込 保険料累計額が、財産形成非課税住宅 貯蓄申告書に記載された最高限度額の 範囲内である場合には、これから生じ る差益(※1)は非課税となります) ただし、払出後5年以内に要件違反に 該当したときは非課税で支払われたも のにも適及して課税されます。 ・要件違反が生じた場合には、20% (2013年1月1日から2037年12月31日 までの間は復興特別所得税を含めて 20.315%)の源泉分離課税(※2)が適 用されます。 【要件違反の例】 ・解約されたとき ・住宅取得または増改築等工事完了前の 払出しをした場合で、払出しの日から 2年を経過する日または住宅取得日 もしくは増改築等工事完了日から1年を 経過する日のいずれか早い日までに所 定の書類の提出がなされなかったとき ・住宅取得または増改築等工事完了後の 払出しの場合で、住宅取得日または増 改築等工事完了日から1年以内に所定 の書類の提出がなされなかったとき ・取得または増改築等した住宅が財形法 および関係政省令で定めた要件に該当 しないとき(床面積・築後年数・工事 費用が政省令の基準に該当しないとき、 自ら所有・居住する住宅でないとき等) ・最後のお払込みから2年を経過したとき (※1)生存給付金に配当金(利息を含む) を加えた金額から、払込保険料累計 額を差し引いた金額 (※2)課税の対象となる金額 (生存給付金または解約返戻金+積立 配当金)-払込保険料累計額
生命保険料控除 について	お払込みいただく保険料は、生命保険料控除の対象となりません。		
契約者によって 解約されたものと みなされる時	【勤労者財産形成貯蓄積立保険・財形年金積立保険・財形住宅貯蓄積立保険について】 退職、転勤、出向その他の理由によりその勤務先の勤労者の資格を失い、その日から2年を経過したとき 【財形年金積立保険・財形住宅貯蓄積立保険について】 ・最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過したとき ・育児休業等取得前に「育児休業等をする者の財産形成非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を提出して、最長で子が3歳 到達日までの育児休業等を取得している人が、復帰日以降最初に到来する契約で定めた払込日に払込みがなかったとき ・出国するまでに「海外転勤者の財産形成非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を提出した海外転勤者が出国日から7年以 内に国内勤務にならなかった場合、および国内勤務になってから2か月以内に「海外転勤者の(特別)国内勤務申告書」の提 出がなかった場合、その日から1年を経過したとき 【財形年金積立保険について】 積立期間の末日から2か月以内に「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出がなかったとき 【財形住宅貯蓄積立保険について】 住宅取得または増改築等工事完了前の払出しをした場合で、払出しの日から2年を経過する日または住宅取得日もしくは増改 築等工事完了日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類の提出がなされなかったとき		
財形持家融資 制度について	財形のご契約者は、独立行政法人勤労者退職金共済機構または独立行政法人住宅金融支援機構から財形持家融資を受けることが できます。 ■借入申込資格(一部抜粋) ・貯蓄期間が1年以上で、貯蓄残高が50万円以上あること。 ・事業主から5年以上にわたって毎年融資額の1%以上に相当する額の負担軽減措置等が受けられること。 ■融資対象 住宅の新築・購入・増改築等 ■融資限度額 貯蓄残高の10倍(上限4000万円)です。 ■融資の種類 財形持家融資には「直接融資」と「転貸融資」があり、各々手続きが異なります。 ■貸付利率 経済情勢によって変動することがあります。 ■融資手続きについて 手続き、利率等詳細につきましては、勤務先の厚生担当者または独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融 支援機構、同業務を取扱っている金融機関にお問い合わせください(当社では財形融資業務は行っていません)。		
生命保険契約に 関するご相談や 苦情について	この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する さまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページ https://www.seiho.or.jp/contact/index.html) 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご 契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を 設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。 生命保険契約に関するご相談・苦情は、<スミセイコールセンター>へ ☎0120-307506(受付時間)午前9時~午後6時(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)		

記載の内容は、2019年6月現在における税制および財形制度に基づくものです。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

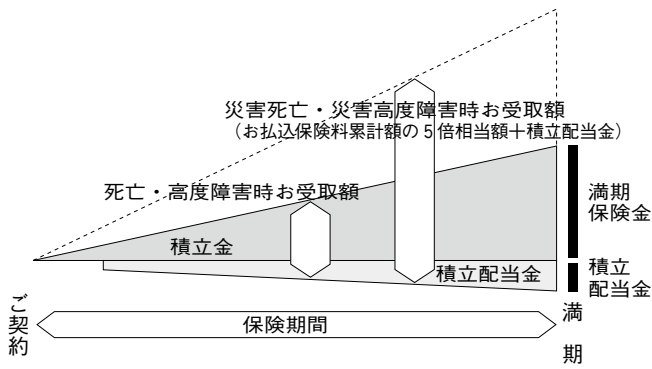
～次の事項についてはお申し込みいただく際の申込書をご確認ください。～
 保険料/保険期間/保険料払込期間/保険料払込方法/財形年金の年金種類、年金受取開始年齢、年金支払期間

お届けしたのは・・・

住友生命保険相互会社 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
 ホームページ <http://www.sumitomolife.co.jp>

給付内容としくみ図

財形貯蓄（勤労者財産形成貯蓄積立保険）



<満期のとき>

満期保険金（保険期間満了の日における積立金）と積立配当金をあわせてお支払いいたします。

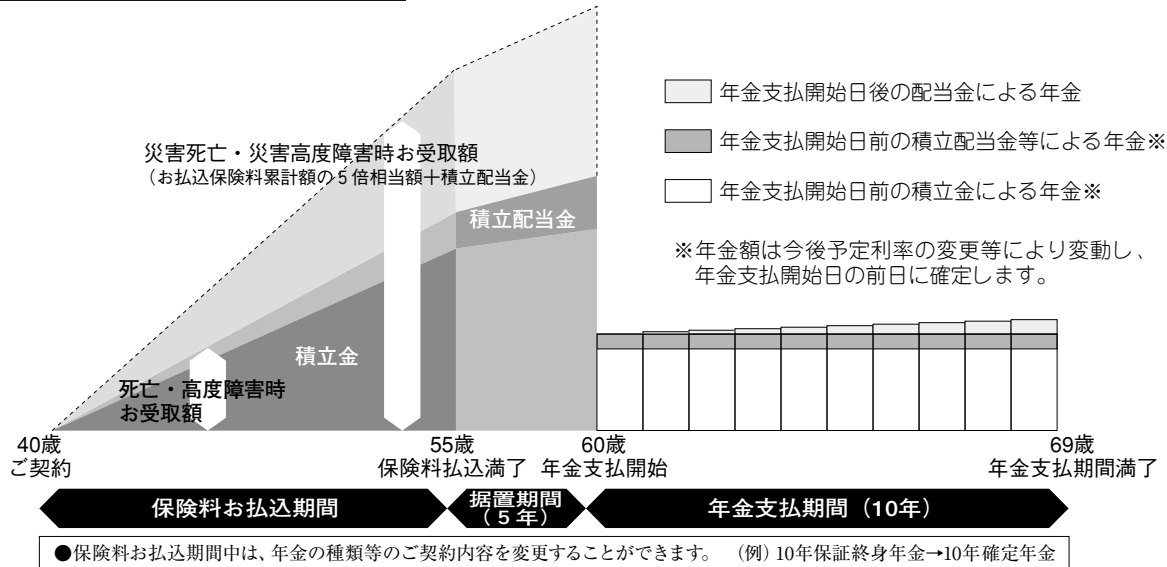
<災害で死亡・高度障害のとき>

事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として積立配当金とあわせてお支払いいたします。

<病気で死亡・高度障害のとき>

死亡・高度障害時における積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払いいたします。

財形年金（財形年金積立保険）



<年金>

年金支払開始年齢における契約当日を年金支払開始日とし、以降年金支払開始日の毎年の応当日に年金をお支払いいたします。なお、年金額は年金支払開始日の前日に確定します。

<災害で死亡・高度障害のとき>

事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として積立配当金とあわせてお支払いいたします（年金支払開始日前に限ります）。

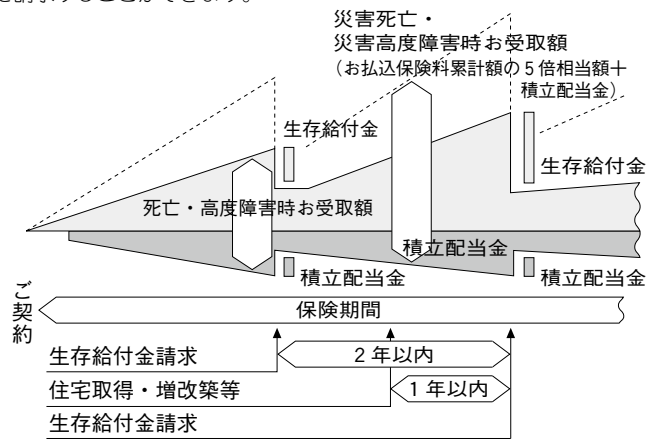
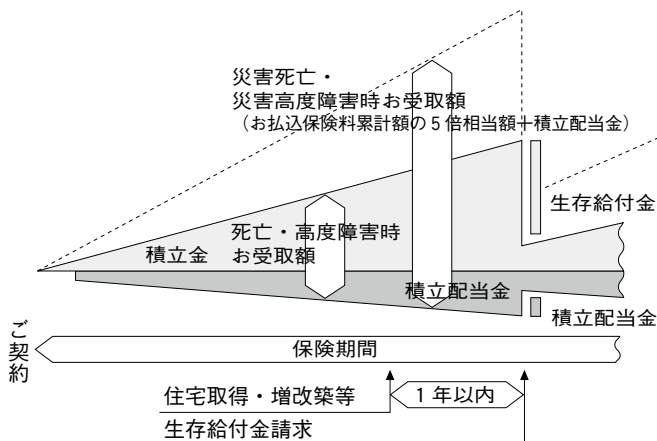
<病気で死亡・高度障害のとき>

死亡・高度障害時における積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払いいたします（年金支払開始日前に限ります）。

財形住宅（財形住宅貯蓄積立保険）

①住宅の取得または増改築等後のご請求の場合
要した費用の名義割合分以下の金額を住宅取得等の日から1年以内に所定の書類と合わせて請求いただけます。

②住宅の取得または増改築等前のご請求の場合
積立金の9割または費用のいずれか低い額で要した費用の名義割合分以下の金額を請求いただけます。ただし、お受取日から2年以内かつ住宅の取得または増改築等から1年以内に所定の書類を提出いただけます。その際、要した費用が払出額を上回った場合、その差額以下の金額を請求することができます。



<災害で死亡・高度障害のとき>事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として積立配当金とあわせてお支払いいたします。
<病気で死亡・高度障害のとき>死亡・高度障害時における積立金を死亡・高度障害給付金として、積立配当金とあわせてお支払いいたします。

配当金については、決算状況によっては0となることもあります。

- この「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「契約概要」、「約款」(当社ホームページ <http://www.sumitomolife.co.jp/article/>) および、ご契約成立後に別途送付いたします「ご契約の手引き-定款・約款」、「ご加入から満期まで勤労者財産形成貯蓄積立保険 定款・普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

【注意喚起情報】

クーリング・オフ制度について	この保険はクーリング・オフ制度の対象外です。
告知義務について	この保険に告知いただく事項はありません。
責任開始期について	お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、ご契約者を雇用している事業主が第1回保険料に相当する金額をご契約者の賃金から控除した日から、保険契約上の責任を負います。 担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
保険金・給付金を支払わない場合について	災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が発生しても、次の場合には保険金はお支払いできません。 なお、この場合には、死亡給付金または、高度障害給付金をお支払いします。 (1) 被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき (3) 被保険者の犯罪行為によるとき (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (7) 被保険者が法令に定める酒気帯びまたはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度によっては、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全部または一部をお支払いすることがあります) 次の場合は保険金・給付金のお支払いもできませんのでご注意ください。 (9) 保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除されたとき さらに、次の場合はすでに払い込まれた保険料もお返しいたしません。 (10) 詐欺によるものとし、ご契約が取り消されたとき (11) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の不法取得目的があったものとして、ご契約が無効になったとき
解約について	お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。このためご契約後67か月以内(毎月払いのみによるお払込みの場合)の積立金額(ご解約のときは、解約返戻金額)は、払込保険料累計額より少ない金額になります。ただし、払込保険料の金額変更や、生存給付金の払出し等がありますと、積立金額が払込保険料累計額より少ない金額となる期間が67か月を超えることもあります。
相互会社の社員の権利について	保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です(相互会社は保険業法により保険会社などに認められた組織形態です)。 相互会社には株式会社と異なり、株主が存在せず、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。ただし、剰余金の分配(社員配当金)のない保険のみにご契約いただいているご契約者については、当社定款の定めにより社員とはなりません。 この保険のご契約者は当社の「社員」となります。 当社は保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。
事情の変更	金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または勤労者財産形成促進法の改正により、当社が特に必要があると認めたときには、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがありますが、その場合は事前に通知します。
生命保険会社が経営破綻した場合のお取り扱いについて	生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
生命保険契約に関するご相談や苦情について	この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページ https://www.seiho.or.jp/contact/index.html) 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。 生命保険契約に関するご相談・苦情は、<スミセイコールセンター>へ ☎ 0120-307506 (受付時間) 午前9時~午後6時(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)

住友生命保険相互会社 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
 ホームページ <http://www.sumitomolife.co.jp>

お届けしたのは・・・